

近代ドイツの教会・学校行政機構図（II）

増井三夫*

（平成8年10月31日受理）

要 旨

本論の課題は、①教育行政官庁の特に宗務行政官庁からの独立を教育行政の〈近代化〉乃至〈専門機関化〉の礎石と、楽天的と云っていい程に、評価することは改革立法史との整合性を得られるのか、②教育監督機構の行政的整備が国民の社会的意識成型の装置化していく可能性、を探索すると云う二点にあった。考察の結果はE.R.フーバーとO.ヒンツェの定式（1808年以降の教会体制改革＝完全に教会の国家化）を追認する以上をなしえなかったが、その国家化の原理的バックボーン＝国民のクルトゥーア（文化）に対する行政的整序化と「教育警察」国家観に基づく国家後見的「民衆陶冶」が幾分浮彫的に点描されたのではないかと考えている。この限られた考察枠内からすると、上記①は既述したように制度の近代に特有な両義性の一極を評価したものであるという理解も成立しうるかもしれないが、しかしこの場合にあっても一極評価の意義それ自体が改めて検討に付されなければならないであろう。本論ではその意義を見出し得なかった。今問われるべきは制度の〈近代性〉の実態であろう。

KEY WORDS

高等宗務局 Oberkonsistorium

州宗務局 Provinzialkonsistorium

州学務委員会 Provinzialschulkollegium

教会会議体制 Synodalverfassung

国家監督教会体制 Episkopalverfassung

教会礼拝式序 Kirchenagende

1. 序

2. 1808年の宗教・教育行政機構図

3. 1815年の宗教・教育行政機構図

4. 1817年の宗教・教育行政機構図（第16巻第1号）

5. 1825—46年の宗教・教育行政機構図（第16巻第2号）

6. 軍宗教・教育行政機構図

7. 課題

5. 1825—48年の宗教・教育行政機構図

[1] 以上のように1808—1815年に改革派官僚、殊にその中心人物ニコロヴィウス（在職

1808—1839年)は高等宗務局を解体し、新設の内務省宗務・公教育局で教会・公教育の「国家機関」化を図ったが、この政策は「覚醒運動」(Erweckungsbewegung)に支えられて1820年代に新たな展開を見せた。それ故に「覚醒運動」について若干言及しておく必要があろう。

福音派教会におけるこの「覚醒運動」は、同時代にイギリス、スコットランド及び北アメリカで興った信仰復興運動であるが、旧敬虔主義と直接結びつき、更にロマン主義的乃至心情的な情況(特に「解放」戦勝ムード)によって正当化された。「覚醒運動」は主として敬虔主義小サークルの中で発展し、1820年代には全プロテスタント地帯に拡がった、と見られている。殊に1827年6月にベルリンで刊行された「福音派教会新聞」が「覚醒運動」に「一つの潮流」を作り出した。その「潮流」がここで健筆をふるった「戦闘的ジャーナリスト」E.W.ヘンゲステンベルク率いる「ヘンゲステンベルク派」(Fraktion Hengstenberg)である。

「ヘンゲステンベルク派」の主張は「人間は、その存在の初めから社会秩序と服従の下に、人間自然それ自体として、組み込まれている」という正統ルター派の社会組織論を教義の核心に置き、政治的保守主義を鮮明にした。この社会理論と監督教会体制との近親性が看取されるが、実際にベルリンで「ヘンゲステンベルク派」が「高教会派的反動的党派」と別称されていた。又、その主要メンバーを見ても、東エルベ(特にポンメルン)の貴族(例えばv.タッデンートリークラフ、v.ゼンフト、v.ピルザッハ)で占められている。

「覚醒運動」は1817年の福音派「連合」に与し、1830年代以降教会内で正統ルター派を拡大していったが、これは同時に、教会の「国家機関」化を受容する地方運動となったものと予測される。この具体的な運動について研究史はこれまでのところ十分な蓄積を欠いていたが、最近になって注目すべき成果が発表されており、今後が期待される⁽¹⁾。

[2] さて、1820年代の教会・公教育の「国家機関」化政策の第一歩は、既述したように、軍隊における統一礼拝式序規程の制定にあった。1821年12月24日「プロイセン王国軍隊礼拝式序」(Kirchenagende für die Königlich Preußische Armee)は旧ルター派の礼拝式をプロテスタント派統一の礼拝式とする意思を確認した。定式化された項目は、(1)祭壇の配備、(2)合唱隊の配備、(3)日曜・祭日における礼拝式、聖餐式、洗礼、結婚の典礼、(4)三信仰告白、使徒信条、ニカイヤ信条、アタナシオス信条、(5)福音派教理問答集、ルターの大小教理問答集、(6)ローマ人への手紙第13章1—2、ペテロの第1書簡第2章13—14の使用であった⁽²⁾。この礼拝式は、国王と国家制度に神聖なる權威を付与・正統化し、この權威に対する絶対服従を説くものである。問題は、この礼拝式の形式統制が軍隊内に留まる性格のもではなかった、ということであった。

1822年1月9日「勅令」で上記1821年「軍隊礼拝式序」導入が改革派ドーム教会に命令される。フリードリヒ・ヴィルヘルム三世はこの命令執行に一切の妥協を排除した。それは国王の高権に係わることであったからである。かくして、1月19日に国王はこの命令が福音派教会礼拝式の形式を決定する権限の行使であることを大臣アルテンシュタインに知らしめる。しかし改革派ドーム教会はこの命令受諾を拒否したのであった。国王は、2月4日に再度アルテンシュタインと軍務大臣ハーケンに勅命を發し、1821年改定礼拝式序の導入実施を急がせ⁽³⁾、続く2月19日には全州宗務局宛「勅令」で全聖職者にこの礼拝式序の配布を命じたのである。だが、興味深いことに、この「勅令」はなかなか受容されなかった。例えば、2月19日の「勅令」後に大臣アルテンシュタインが各州宗務局に改正礼拝式序導入の賛否を求めているが、その結果は次の如くであった。拒否回答州宗務局名はミュンスター、コブレンツ、ケルン、ブランデンブ

ルク、シュレージエン、西プロイセン、同意回答州宗務局名は東プロイセン、ポーゼン、ザクセンであったのである（さらに聖職者の対応も上げておくと、389名中同意者は60パーセント）⁽⁴⁾。

[3] この調査結果によって国王は、1822年4月27日、「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」の作成を急いだ。これは、1817年4月20日の「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」に準拠して、1821年礼拝式序を改正したものである。改正点は「父と子の御国は祝福された」を「父と子と聖霊の御名において」に変更する等々とあったが、しかし実質的変更はなかった⁽⁵⁾。結局、改正の真意は、「一致した聖餐式典による礼拝の統合にあった」⁽⁶⁾とみられる。そこで次に1817年の礼拝式序の概略を、資料として、採録しておきたい。

「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」⁽⁷⁾

- 1) 会衆の歌
- 2) 祭壇前で説教師が祈りを捧げる「主は汝らとともにおわす」—合唱による応答「聖霊とともにおわす」
- 3) 説教前の祈禱
- 4) 説教
- 5) 代願祈禱「我らは貴方をお願いします、貴方がその聖霊によって貴方の全教師とキリスト教会を支配され、教会が貴方の御言葉の純粋な教えのもとで維持され、真の信仰が我らの内に覚醒されそして強化され、全人類への愛が我らの内に高まるように」「ああ主よ、我らの願いをお聞き届けて下さいますよう！」
- 6) 斉唱で末尾の訴えが反復される
- 7) 罪の告白
- 8) 福音書乃至使徒書簡の講解
- 9) ハレルヤの斉唱で応答
- 10) 代願祈禱「我をして更に祈らせたまえ、全能者、唯一神を」
- 11) 王家の繁栄の代願祈禱
- 12) 合唱で応答「ああ主よ、我らの願いを聞き届けて下さいますよう！」
- 13) 軍隊と国王と祖国の全奉仕者に対する忠誠の代願祈禱
- 14) アーメンの斉唱
- 15) 使徒信仰告白
斉唱「栄誉が父に報われられますように」「主よ、我らが信頼と純真な心で貴方に呼びかけそして語ることが出来るようにお認め下さい」
- 16) アーメン斉唱
使徒祝詞
斉唱「ハイリッヒ、ハイリッヒ、ハイリッヒでおわすは主なり、地上は全て主の栄光で充ちている」
- 17) 礼拝式終了
- 18) 賛美歌斉唱
説教
モーゼの十戒

[4] この礼拝式序は短文斉唱によって展開されている。これは意図されたことで、特に監督ザック宛勅命で国王は、この短文斉唱法によって会衆の心情的一体感の内に絶対的権威に対する帰依を生み出すことを期待する、と真意を語っている⁽⁸⁾。この政策意図は、勿論直接にはプロテスタント各派礼拝式をこの礼拝式序に統合することにあつたが、更に全福音派教区における「民衆陶冶」策をも視圏に入れたものであつた。1822年9月12日の「教会連合事項について全宗務局及び長老会に対する訓令」はその強い、一切の妥協を排した意思の表明であつた。続く9月25日に、宗務・公教育省は全県庁に対して全教区における礼拝時間とその出席者の実態把握を命じ、更に10月には大臣アルテンシュタインはケーニヒスベルク宗務局に、教区住民の私的及び職業生活世界にこの「民衆陶冶」を実践するように指示したのである⁽⁹⁾。

だが、改正礼拝式序の強制＝統合について、なかでも足元のベルリンの市参事会と改革派聖職者の反対は強固であつた。1826年10月27日の時点で見ると、ケーニヒスベルク、グンビネン、ダンチヒ、マリーンヴェルダー、ポツダム、フランクフルト、ケスリン、プレスラウ、リーグニッツ、オペルン、ポーゼン、ブロンベルク、マグデブルク、メルゼベルク、エアフルトの州宗務局及び県庁も反対を表明するに至り、国王は窮地に陥つたのである。ここで、改めて、ベルリン市の対応を追ってみたい。

ベルリン市参事会は既に1822年7月25日に礼拝式序導入の権限は市参事会にあるとして、改正礼拝式序の強制導入を拒否していた⁽¹⁰⁾。ベルリン市の宮殿周辺には北にドーム教会、南にフリードリヒ・ヴェルダー教会、北北東（現旧東ベルリンテレビ塔近く）にマリエン教会、その南にニコライ教会が在つた。1824年早々にこれら4教会は改正礼拝式序の導入を了承したが、ベルリン市参事会は礼拝式序導入には教区及びパトロン（＝市参事会）の同意を必要とすることを楯に反対した。参事会がこの根拠として上げた法令はA L R第2部第11章46-47条と1822年7月25日の州宗務局命令（前条の確認）であつた——両規定の内容はともに上記の参事会の主張と同一——。これに対してニコライ及びマリエン両教会理事会は、礼拝式序導入は教区への了解・同意によるのではなく国王の命令によるものと反論した。ところが理事会メンバーの内2名の俗人はこの決定に承服せず、市参事会に対して、教区は礼拝式序導入に反対であることを両教会聖職者に示達すべき、と訴えた。市参事会は1824年4月2日に国王に上記の見解を表明し、礼拝式序導入に教区への同意が得られるまで延期されるべき、ことを請願した。しかし、4月6日、国王は勅命でこれを却下し、改正礼拝式序導入は国王の決定に完全に適うことを伝えた。これに承服出来ない市参事会は再度、4月13日、国王に対して、「教区が礼拝式序導入に賛同しなければ、これによって形成されるべき宗教心は弱く且つ抑えられてしまうことになり、そこで今一度礼拝式序導入の前に教区に同意を求めることを許していただきたい」と、執拗にその主張を繰り返して表明している⁽¹¹⁾。

[5] 国王とベルリン市参事会との対立は、A L R第2部第11章第46、47条、即ち教会と国家との法制上の解釈と信仰と立法との関係の問題に焦点化していった。そのために対立の第二幕では、主務官庁である宗務・公教育大臣が市参事会の交渉相手となつた。大臣アルテンシュタインは、1824年6月19日、当然のことながら、市参事会の同第46、47条解釈は誤りである、と反論している。即ち、第46条は礼拝式序導入について教会結社（Kirchengesellschaft）の権限に委ねているが、しかしこの権限は第47条で国王の審査と承認を受けることが条件になっているのであって、教会結社に一方的に与えられているのではない、と⁽¹²⁾。

ここで我々も改めて第46、47条及び関連条文をみておこう。まず条文を訳出しておきたい。

第46条「教会結社は教区 (Kirchengemeinde) 乃至完全な宗派 (Religionspartei) を意味する。礼拝の外的形式と祝典のために各教会結社は適切な式序 (Ordnung) を導入することができる。」第47条「その式序は、しかしながら、国家に審査のために、第13条*に基づいて、提示されなければならぬ。」(*第13条「あらゆる教会結社は、その成員に神に対する畏敬、法に対する服従、国家に対する忠誠及びその成員に対する道徳的な善意を注ぎ入れる義務を負う。」)⁽¹³⁾アルテンシュタインの解釈は47条の「国家の審査」権限を軸に構成されている。だがこの第46、47条のみではその解釈の合理性は期待されない。問題は、この権限が何に由来するかにあった。この点は他の条文で示されている。

第17条「国家によって明確に承認された教会結社は特許団体 (privilegierte Corporation) の権限を有する。」に基づいて、教区もこの団体のカテゴリーに含まれる (1834年9月高等法院判決⁽¹⁴⁾)。そこで、次に、視点の当然の展開として、団体規定に目を転じなければならぬ。A L R 第2部第6章44条「団体はその権限を国家の監督の下でのみ及び国家によって定められた法に基づいて行使することができる。」教区も本規定に拘束され、第2部第11章32条「各教会結社の私的且つ公的宗教行為は国家の上級監督の下におかれる。」ことになる⁽¹⁵⁾。

1824年6月19日の宗務・公教育省の見解は以上の条文からすると確かに合理性を得ている。7月9日、間髪を入れずに、大臣アルテンシュタインに対する「勅命」の形式で、福音派聖職者補充に当って改正礼拝式序の承認が条件とされたのである⁽¹⁶⁾。

[6] これに対する市参事会の反論の論拠は、A L R 第2部第11章第46、47条は信仰に対する強制法ではない、ましてこれを立法によって規制する権限を国王に認めていない、改正礼拝式序は福音派教会の内心形成＝信仰の自由に対する侵害である、という点にあった。参事会はこれを1824年7月13日に大臣アルテンシュタインに私信で表明した⁽¹⁷⁾。彼はさすがにこの内容には立腹したようで、これを「許せない」と不快を顕にした。だが彼自身この問題について条文上の合理的解釈に徹し、それで良しとしたのではなかった。実は、興味深いことに、彼は改正礼拝式序の形式的統一＝規律化を教会式典の近代化にとって「進歩」であるが、しかし内心形成から見れば「不快」なことだ、と見ていたのである⁽¹⁸⁾。アルテンシュタインの苦悩は、制度の近代化と内心形成の近代化とに宿命的に内在するプロイセン＝ドイツの葛藤をストレートに表出したものではなかろうか。だがアルテンシュタインは主務官庁の責任者の立場を推進せざるを得なかった。そのためにD.アマデウス (メルゼブルク宗務官) を起用した。

ここで1725年7月4日当時のベルリン市20教会聖職者46名の改正礼拝式序に対する態度を見ておくと、30名が承認、4名が承認確約、拒否12名であった。拒否12名の中にシュライエルマッハー (三身一体教会) も含まれていた。この12名が最もラディカルな論難者であった。彼らの主張は1825年10月7日にベルリン宗務局に提出した上申書に表明されており、その主旨は次の3点に要約される。①礼拝式序の必要性は認めるが、式序の運用は教会及び教会会議の議によって決定されるべき。②礼拝式序に基づく礼拝は「外観のみの操作」に陥る。③教区の賛同を得ない礼拝式序の変更に反対⁽¹⁹⁾。この3点は上記の大臣アルテンシュタインの苦悩表出の再現といってもよいものである。即ち、改正礼拝式序の形式的統一＝規律化は——この式序が形式に墮してしまう懸念を指摘しつつも——教会式典の近代化にとって「必要」であると認められている、だがその一方で、③自体も近代社会における内心形成の基本原則として堅持せざるを得なかったのである。

上申書は更に宗務・公教育省に送付され、10月29日、これを大臣アルテンシュタインは国王

に上奏している。ここで大臣は更に福音派牧師職補充にあたって改正礼拝式序の承認を立法化するよう献言した⁽²⁰⁾。事態は新たな局面に入った。国王及び大臣の思考は宗務事項に対する国家規制の法制的強化へ収束していった。1825年12月31日にその結論が出されたのである。

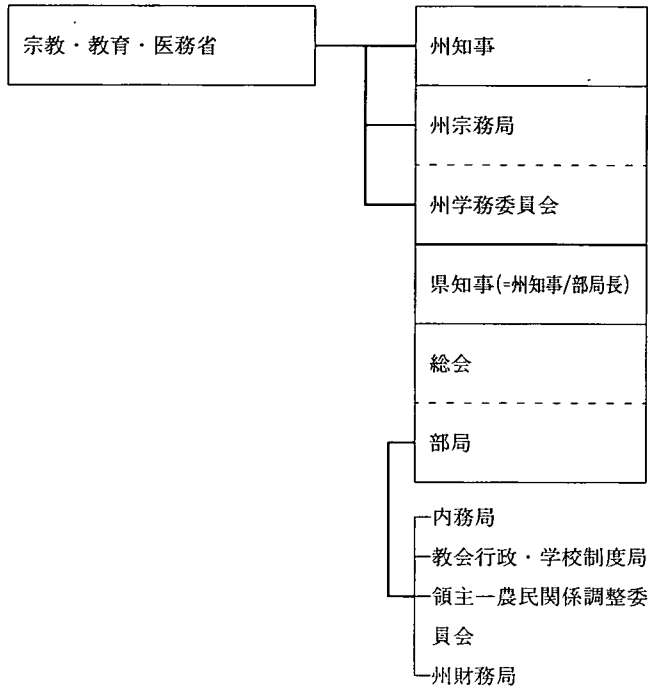
[7] 1825年12月31日付の「州知事宛訓令」⁽²¹⁾と「州行政官庁機構改正勅令」⁽²²⁾がこれであった。「訓令」は既出(4 [1]) 1817年10月23日「州知事業務執行訓令」を「廃棄」しているが(前文)、むしろ州知事の地位に関する1808年以降の諸規定を明確にしたものである。この点の理解については、「訓令」の条文からのみ看取される限り、専門研究の評価⁽²³⁾と合致できる。だが「訓令」の細則に当る「改正勅令」では州官庁の従来の機構が編成替えされており、この改革のトップにあげられた官庁がまさしく州宗務局であったのである。

州宗務局は宗務局と州学務委員会(Provinzienschulkollegium)の二部局(Abteilung)に分割され(A.-1)、県庁も四部局制となり宗務・教務事項は新設「教会行政・学校制度局」(Abteilung für die Kirchenverwaltung und das Schulwesen)の所轄となった(D.II-2)。この機構改正で注目されるべきは次の5点である。①宗務局の権限に既出1817年10月23日「州宗務局業務執行訓令」第2条第2項(福音派聖職者志願者の試験)に加えてその叙任が加えられた(B.-2)。②ラント外聖職者の任用官庁を宗務局から県庁、その認可を宗務局から宗務・公教育省へそれぞれ移管する(B.-3)(1817年「訓令」第2条4項の廃棄)。③監督(Superintendent)の任用機関を県庁とし、県庁はこの任用を宗務局に報告し、これを宗務局が宗務・公教育省に報告する(B.-4)(1817年「訓令」第2条5項の修正)。④教区の再編乃至地区の教区化は県庁によって宗務局の承認を得てのみ命令される(B.6)——本条文は既出1817年「県庁業務執行訓令」第18条(県庁の業務)K項「教区の合併及び分割。但し共同体及び教区の同意を得るものとする。かかる条件の下で、地区を教区に編成すること。」の改正——。⑤教師「任命(Anstellung)」官庁は州学務委員会となる(「任用(Besetzung)」官庁は県庁)——一般教師任命(昇進・転任を含む)は宗務・公教育省の「指示(Anweisung)」に従う、ゲレルテンシュール校長とゼミナール所長の任命は宗務・公教育省の承認を得なければならない——(B.-8)。この条項中、一般教師任命に当って宗務・公教育省の「指示に従う」は1817年「州知事業務執行訓令」第7条第10項の修正である。

1825年の州機構改革は、少なくとも宗務・学務事項に関する限り、第一に、聖職者叙任及び教師任命について州宗務局と州学務委員会の権限を強化し、特に後者の教師任命について宗務・公教育省を指導機関としており、第二に、教区の再編乃至地区の教区化について、当該共同体の同意を得る条件を廃し、州宗務局の承認のみで県庁命令で執行可能とし、聖職者、教師更に教区に対する監督体制を整備・強化している。これは上述の改正礼拝式序導入を巡る論争から予想された帰結であった。なお県庁「教会行政・学校制度局」は1817年の県庁第1部局内の教会・学校関係事項を専管する部局として内務局、領主-農民関係調整委員会及び州財務局とともに分割・新設された(D.II-2)。各部局には上級県参議官(Ober-Regierungsrath)資格の部局長(Dirigent)が配置される(D.III)。

ここで図6について若干コメントしておきたい。州知事は県庁の上級監督であり(「州知事宛訓令」第1条)、県庁は州知事の機関である(同第2条)。また州知事はその所在地県庁の県知事も兼ねる(但し他県知事は部局長から1名が県知事職を勤める)(「州行政官庁機構改正勅令」D.IV)。総会(Plenarversammlung)は知事、部局長、県参議官、県庁専門委員(聖職者、学務官、医務官、建設官、森林専門官)、専門行政官(Assesore)から構成され、県参議官以上は

図6. 宗務・教育行政機構図



採決権を有し、専門委員は各担当事項のみ、専門行政官はその作成した事項について採決権をもつ（D.V）。

[8] 1825年12月31日付の「州知事宛訓令」及び「州行政官庁機構改正勅令」は1826年1月16日に布告され、これにより「宗務・公教育省」→「州宗務局+州学務委員会」→「聖職者+教師」+「教区」の監督体制がほぼ法制化された。この法制化は、R. コゼレックの見解によれば、県次元における宗務・公教育機構の「官僚化への一歩」ということになるが⁽²⁴⁾、しかし所謂仮想的現実ではなく、改正礼拝式序に象徴されるように国定の宗教行為を制度的に可能にする「一歩」でもあったのであろうか。現実には、まさしく、そのように展開した。

国王は、この改革立法が制定された翌日の1826年1月1日に、いよいよ教会・公教育の国家機関化を実体化するビショップ体制の実現に着手したのである。その第一歩が、シュテティンの総監督エンゲルケとマグデブルクの総監督ヴェスターマイヤーの福音派ビショップ任命であった⁽²⁵⁾。

ところが、3月1日、国王はかかる構想を足許から揺るがす、換言すれば無視するかのような一通の文書を手にするようになった。それはあの1825年10月のベルリン市聖職者12名の上申書であった。シュライエルマッハーが直接国王に上訴したものである⁽²⁶⁾。大臣アルテンシュタインは12名の聖職者の処罰を考慮せざるをえなくなった。さらに、これに追撃をかけるかのよう、6月14日、ベルリン市改革派監督モーラトは1825年7月9日の「勅命」をこの時点で組上へのぼせ、これを改革派に対する良心抑圧であると非難したのであった。その論拠は、①改正礼拝式序はルター派の式序に準拠するもので改革派教会の礼拝式序と矛盾する、②この礼拝式序に従うならば改革派教会は滅び、ルター派へ改宗しなければならなくなる、という点に

あった⁽²⁷⁾。

10月27日、国王はその構想を根底から覆すような事態に直面した。既述したように、ケーニヒスベルク、グンビネン、ダンチヒ、マリーンヴェダー、ベルリン、ポツダム、フランクフルト、ケスリン、プレスラウ、リーグニッツ、オベルン、ポーゼン、ブロンベルク、マグデブルク、メルゼベルク、エアフルトの州宗務局及び県庁が改正礼拝式序導入強制を拒否したのである⁽²⁸⁾。この事態はそもそもルター・改革両派連合が地方レベルで進捗していないことを立証するものともなった。

[9] 国王は窮地に陥った。恐らく国王はこのような地方における状況を予想だにしていなかったに違いない。後に(1827年4月21日)国王は「非常に不快であった」と伝えられているが、これはかなり深刻な心情を吐露したものであった。というのは、ルター派の牙城である旧東プロイセン州で改正礼拝式序が非ルター派的であると批判されたからである。その結果、1827年1月19日、国王は妥協を余儀なくされ、洗礼・聖餐式・結婚式について両派の式序の並存を容認したのである⁽²⁹⁾。

だが国王はこの妥協策を講じる一方で、ルター派對策を「独自」に練っていた。国王はまず改正礼拝式序とルター派礼拝式序を対照し、改正礼拝式序がルター派式序と「完全に一致している」という結論を得て、ルター派に翻意を促した。そして同時に、2月6日、全福音派ラント教会の85パーセントが改正礼拝式序を承認する報告を得て、大臣アルテンシュタインに改正礼拝式序の「最終的な全国導入準備」を命じたのである。2月6日、大臣は全州の実施状況報告(表1)を回収した。その結果は、西プロイセンとシュレージエンを除いて反対は10%台に減少していた。大臣はいよいよ承認を余儀なくされた⁽³⁰⁾。なお、1830年時点になると、見られるように、1822年の改正礼拝式規程の全国導入は東部諸州ではほぼ実施される状況に達していたのである(但し西部諸州の実施率は約17パーセント)。

[10] 1827年の妥協は国王にさらに強力な国家監督教会体制の早急の制度化を認識せしめた。この構想は既に1823年1月22日に司法大臣シュックマン、宗務・公教育大臣アルテンシュタイン宛「勅命」で表明されている。この中で両大臣は国王の国家監督教会体制(Episkopalverfassung)構想について意見を求められた。両大臣は、国王の期待に反して、否定的な回答を上奏したのである⁽³⁰⁾。しかし、これを無視するかのよう、1828年2月7日、国王自身が作

表1 東部諸州における改正礼拝式序導入状況

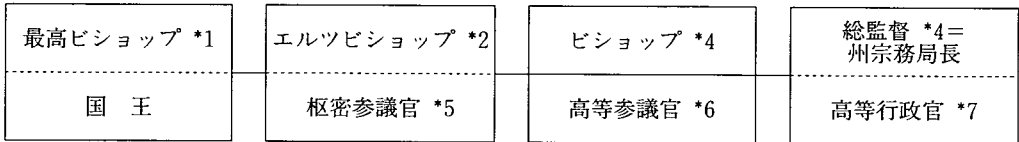
州	聖職者総数 (a)	1827年		1830年	
		反対者(b)	b/a	反対者(c)	c/a
	人	人	%	人	%
東プロイセン	406	70	17.2	11	2.7
西プロイセン	115	91	79.1	5	4.3
ポーゼン	122	11	9.0	0	0.0
シュレージエン	745	493	66.1	6	0.8
ブランデンブルク	1159	178	15.3	0	0.0
ザクセン	1629	126	7.7	2	0.1
合計	4176	969	23.2	24	5.7

Erich Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 179. より作成

成したとみられている「勅命」が発せられた。「教会体制に統一を促進するために王国」に「総監督の導入」が決定されたのである。総監督の業務は勿論改正礼拝式序の遵守監督とこの導入を妨げている「偏見」を除去することにあった。

ここでも大臣アルテンシュタインは監督教会体制に慎重な立場を7月24日に表明したが、国王はこれを峻拒し、8月29日、「勅命」を発しアルテンシュタインに2月7日「勅命」の遵守を命じ、更に各県庁に総監督を配置してこれを州宗務局長とし、州知事の下に置くことを決定した⁽³²⁾。だが、国王のこうした強権発動にも拘わらず、監督教会体制の設置は1832年12月3日まで先送りされた。その機構図が図7である⁽³³⁾。

図7 監督教会体制



*1 Oberste Bischof *2 Erzbischof *3 Bischof *4 Generalsuperintendent

*5 枢密参議会構成員で大臣と同クラスの国家官吏 Staatsdiener

*6 枢密参議会部局員クラスと同クラスの国家官吏

*7 枢密参議会部局員と県庁行政官を兼ねる

国王は、1834年3月29日、大臣アルテンシュタインに命令を発し、改正礼拝式序を「全教会と教区にとって義務的規則」として承認するように厳命した⁽³³⁾。この命令は一切の妥協を排し、同時に強権の発動を辞さないものであった。これは12月4日に導入を拒否するシュレージエンのルター派分離主義の拠点ヘーニンゲルン地区教区に対する弾圧となって現れた（多数がアメリカ合衆国へ亡命）。当州分離主義（指導者J.G.シャイベル）は500地区14教区に及び、その教義は、教団の完全な自律性を漂榜し、国王の<jus liturgicum>（礼拝式規定権）を拒絶するラディカルなものであった⁽³⁵⁾。

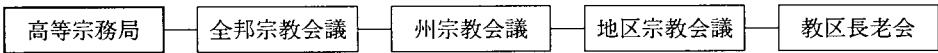
[11] 国王の監督教会体制はいよいよ教区次元の直接監督の段階に入った。そのために規制の直接対象とされたのが教区聖職者及び学区教師であった。この方針には、実は、前史があった。既に1819年の時点で県庁第1部局において聖職者・教師勤務評定の実施が検討されていたのであった。この評定制度を、コゼレックは、聖職者・教師を「厳格な行政的従属下に置く」ものであると指摘しているが⁽³⁵⁾、首肯し得るものである。ところで、この評定状況については教会・学校査察文書を見なければならないが、上級官庁の思惑からするとその現状は進捗していなかったようである。というのは、1822年4月12日に内務大臣シュックマンと宗務・公教育大臣アルテンシュタインに対して、「勅命」で、この実施強化が命じられ、その後更に1837年10月12日の「閣議決定」で、聖職者・教師の職務遂行態度が国家下級官吏と同等の規制の対象とされているからである⁽³⁶⁾——「閣議決定」は、退役曹長以下の下士官を官庁と国費を受給する施設（教会・学校を含む）の下級官吏に任用することを決定し、下士官の秩序厳守・几帳面な業務態度・服従心をプロイセン官僚の心性とすることを公的に宣言した文書であった——⁽³⁸⁾。

以上の一連の監督教会体制化はどの程度実効を取っていたのだろうか。フリードリヒ・ヴィルヘルム四世が即位した1840年6月7日の時点で、「完結した一つの福音派教会」は国王＝最高ビショップの権力が教会機構の最下級聖職者にまで拡張されるレベルに達していた、と見られ

ている⁽³⁹⁾。その法制上の完成が1845年6月27日の「福音派教会制度担当州官庁所管事項規程」と1846年の「福音派全国教会会議招集に関するフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の勅令」である。「規程」は1825年12月31日の「州行政官庁機構改正勅令」を一部改正し、これまで県庁の管轄下にあった教会外的事項を宗務局に移し(第1条)、その結果教育事項のみを従来通りとした(第4条)⁽⁴⁰⁾。このように、1845年「規程」は宗務局を一般行政官庁から分離し、その結果教育行政を宗務行政から独立させた。1846年「勅令」は、高等宗務局を復活させここに直属する宗教会議体制(図8⁽⁴¹⁾)——これが聖職者及び教区民の信条監督を狙ったことに留意——を敷設することによって、この分離政策をほぼ完成したといえる。

さてかかる分離政策は、①宗務行政からみれば監督教会体制に対応する地方行政機構の確立であり、②教育行政からみれば独立した地方行政機構の整備、ということになるが、同時に国王—内閣—省と地方行政機構の一元的な体制確立を企図したものであった。その一方で、宗教—教育政策の分離は、確かに、一部研究史で見られたような「教育行政の専門機関」化、と捉えられるかもしれない。宗務行政と教育行政の分離を教育行政の専門機関化と見るならば、これは同時に宗教行政の専門機関化とも捉えられなければならないことになる。いまこの視点を我々も共有するならば、プロイセン改革期から1840年までの教会・学校行政機構改革史は、宗教・教育行政の専門機関化によって、①中央—地方の一元的な行政機構の確立、②教会・学校のプロイセン官僚制の導入、③教区・学区民の信条監督、の体制を確立する過程であった、と見られることになろう。①—③を行政の近代化の両義性と理解するか、それとも行政による教区・学区生活世界に対する官僚的整序とみるか、これについて差し当りの結論を下すにさえ未だに改革史の情報は十分とはいえないのである。

図8 高等宗務局—宗教会議体制機構図(1846年)



註

(前号で使用した略号 GSfKPS 及び引用文献名は継続される)

- (1) Ilse Tönnies, Die Arbeitswelt von Pietismus, Erweckungsbewegung und Brüdergemeine. Idee und Institutionen. Teil I, in :Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands, Bd. 20, 1971, S. 97f. Hans-Ulrich Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, 2. Bd., München, 1987, S. 460—465. Irina Modrow, Zur Politisierung der preußischen Erweckungsbewegung im 19. Jahrhundert, in :Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte, 45. Bd. Berlin, 1994. S. 147f.
- (2) Erich Foerster, Die Entstehung der Preußischen Landeskirche unter der Regierung König Friedrich Wilhelms des Dritten, 2. Bd., Tübingen, 1907, S. 56.
- (3) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 60f.
- (4) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 93.
- (5) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 62.
- (6) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 47.
- (7) E. Foerster, op. cit., 1. Bd., S. 240ff.

- (8) E. Foerster, op. cit., 1. Bd., S. 240.
- (9) I. Modrow, op. cit., S. 154f.
- (10) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 102.
- (11) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 104-107.
- (12) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 107-109.
- (13) A L R 第 2 部の条文は以下の資料による。Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten. Unter Andeutung der obsoleten oder aufgehobenen Vorschriften und Einschaltung der jüngeren noch geltenden Bestimmungen. Hrsg. von Dr. C. F. Koch, Berlin, 1857. (以下 ALfR.) 46, 47条は ALfR. S. 227, 13条は ALfR. S. 222.
- (14) 17条は ALfR. S. 222. 判決の内容は、「一定の教会に編入された地区の全体のみが法人格乃至教区として訴訟の対象とされうる」である (ALfR. S. 300.)
- (15) 第 6 章44条は ALfR. S. 526. 第11章32条は ALfR. S. 223.
- (16) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 141.
- (17) E. Foerster, op. cit., 1. Bd., S. 24.
- (18) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 101.
- (19) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 134f.
- (20) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 143. 以上の礼拝式序の統一については, H. R. Huber-W. Huber, Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert, 1. Bd. Berlin, 1990, S. 578f. が「連合」化の文脈で言及しているが, それは概略にすぎない。また最新の G. Heinrich, F.-Henning, G. A. Jeserich. Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945, Stuttgart, 1993, S. 130f. の記述は遥かに少ない。しかし, この礼拝式序は教会の国家支配の実態を教会内部から探る上で看過されてはならないものである。
- (21) Instruktion für die Ober = Präsidenten, in :GSfKPS. 1826-30. S. 1-5.
- (22) Allerhöchste Kabinettsorder vom 31sten Dezember 1825, betreffend eine Anänderung in der bisherigen Organisation der Provinzial = Verwaltungsbehörden, in : GSfKPS. 1826-30. S. 5-12.
- (23) 北住炯一前掲書39頁。
- (24) Reinhart Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848. Stuttgart, 1967, S. 250.
- (25) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 218.
- (26) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 137.
- (27) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 145f.
- (28) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 51.
- (29) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 151.
- (30) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 161.
- (31) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 211, 215.
- (32) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 222.
- (33) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 223. より作成
- (34) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 300.
- (35) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 264. I. Modrow, op. cit., S. 152f.
- (36) R. Koselleck, op. cit., S. 407.
- (37) R. Koselleck, op. cit., S. 408f.

- (38) M. Messerschmidt, Die politische Geschichte der preußisch-deutschen Armee, in : Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648–1939, 2. Bd. Abschnitt t IV/1. Teil, 1979, S. 199.
- (39) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 317f.
- (40) Verordnung betreffend die Ressortverhältnisse der Provinzialbehörden für das evangelische Kirchenwesen, in. E. R. und W. Huber (Hrsg.) , op. cit., S. 611.
- (41) E. Foerster, op. cit., 2. Bd., S. 223. より作成。

[付記] 本論は平成8年度文部省科学研究助成費一般研究(C)の研究成果の一部である。

Die bürokratische Verfassung von den Verwaltungsbehörden für den Kirchen und öffentlichen Schulen im modernen Deutschland

Mitsuo MASUI*

RESÜME

Die Zentral- und Landverwaltungsbehörden für den Kirchen und öffentlichen Schulen wurden fünfmal im Jahre 1808, 1815, 1817, 1825 und 1846 gebessert. Die historische Forschungen der Erziehung haben keinen genauen Kenntnissen über diesen Zentral- und Landverwaltungswesen angesammelt. Meine Studie hat die Absicht, diesen Verfassungsreformationen von den folgenden drei Seiten klarzumachen; i) die Dualität der bürokratischen Landverwaltungswesen, ii) die staatlichen Kirchenverfassung, iii) die staatlichen Vereinigung der öffentlichen Schulverwaltung.

[Inhaltsverzeichnis]

1. Einführung
2. Die Verwaltungswesen für den Kirchen und öffentlichen Schulen im Jahre 1808
3. Die Verwaltungswesen für den Kirchen und öffentlichen Schulen im Jahre 1815
4. Die Verwaltungswesen für den Kirchen und öffentlichen Schulen im Jahre 1817 *¹
5. Die Verwaltungswesen für den Kirchen und öffentlichen Schulen im Jahre 1825–1848 *²
6. Das Militärkirchenwesen
7. Nächste Aufgabe

*¹ Bull. Joetsu Univ. Educ., Vol. 16, No. 1, 1996.

*² Bull. Joetsu Univ. Educ., Vol. 16, No. 2, 1996.